

大阪市条例第25号

大阪市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

大阪市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年大阪市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料） 第2条 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの</u>規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。 [2・3 略]	（過料） 第2条 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。 [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。